

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第16号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番18号 兵庫県福祉センター内 Tel・Fax (078) 261-3410(10:00~16:00 月・水・金)
平成17年10月26日発行 第16号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)



改 革

兵庫県知的障害者施設家族会連合会 会長 由 岐 透

今回の衆議院選挙の結果は、自民党の圧勝であった。郵政民営化関連法案はじめ障害者自立支援法案は特別国会で可決承認される見

通しである。その後に来るものは消費税、所得税の増税、等々となる。これから所得の低い老人、障害者の肩に増税、医療費、利用者負担等が重くのしかかってくる。とりわけ障害者にとっては死活問題である。「いっそ、税金、医療、福祉等は自民党に投票した人たちで負担していただきたいものだ。」と、こんなばかげたことを考えた次第です。

国民が期待している改革と小泉改革とは中身が違うのではないか。多くの国民は増税なき財政再建、介護、年金、医療、福祉等社会保障を欧米並みに充実させ、平和と豊かな暮らしを実現することが改革だと思っている。官僚の天下り、政官財の癒着による弊害、地方自治体でも大阪市をはじめ労働組合の常識を逸脱した既得権の主張による税金の無駄遣いをやめさせる。国、地方にメスいれ公平な社会を実現させたいと望んでいる。小泉改革は、郵政改革がすべての改革のはじまりだといっているが、誰にとっての改革なのか？大資本、大金持ちのためのものでなく国民本位の改革を行うべきである。医療、年金、福祉等社会保障制度を改悪して国民に巨額の負担増や消費税、所得税の増税を押し付ける。改めるところを改めないでそのツケを社会的弱者に押し付ける。弱者切り捨て政策を改めることが改革といえるのではないか。

郵政民営化に続く構造改革の最優先課題として、企業経営者は年金など社会保障改革を第一に求めていることが日本経済新聞の緊急アンケートで分った。本格的な高齢社会を迎え、年金や医療費の企業負担が競争力を圧迫する可能性がある。

「郵政の次は社会保障制度の一体的見直し」（宮内義彦・オリックス会長）との声が大半を占めた。（2005/09/13 日本経済新聞）。財界では社会保障制度の一体的見直しを目論んでいる。見直すべきは世界の中でも浪費の突出している公共事業費である。国地方合わせて年間 50 兆円。財務省主計局は昨年 10 月 25 日の財務制度審議会に公共事業費が国内総生産（GDP）に占める割合を示す資料を提出した。公共事業費といっても教育、福祉、医療、文化施設などは除いた試算。

日本は 3.7%、イギリス 0.3%、アメリカ 1.0%、ドイツ 1.0%、フランス 1.3%、イギリスの 12 倍、アメリカ、ドイツの 3 倍。財務省は「依然としてわが国の公共事業費は、諸外国と比べて相当な高い水準にあるといえる」（主計局）と説明。

一方、医療、年金、その他福祉社会保障給付費が国内総生産（GDP）に占める割合は日本 16%、アメリカ 16.5%、イギリス 22.5%、ドイツ 28.2%、フランス 29.3%、スウェーデン 33.1%、アメリカと同水準、フランスや北欧諸国の 3 分 2 弱の水準である。

日本における障害者の認定数（人口比）は他の先進国に比べて非常に少なく、政府の対策費も極めて低水準である。01 年の GDP に占める障害関連経費の割合は 0.66%。アメリカの半分、ドイツの 5 分の 1、スウェーデンの 9 分の 1 に過ぎない。西欧の福祉関係者から「福祉サービスの体をなしていない」と批判されているのが障害者に対するサービスである。（地球市民ジャーリスト工房代表早房長治）

障害者自立支援法を再提出して応益負担の採用によって障害者の生活はより厳しいものとなる。これが改革と言えるのでしょうか。

2004年度(平成16年度)事業報告

●評議員会〈6月18日(水)〉

神戸市勤労会館 参加者 130名

《総会》

・H16年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件

・H16年度事業計画案・会計予算案に関する件

《ブロック別評議員会と昼食会》

《研修会》

講演「ご本人のしあわせとこれからの施設利用について」

兵庫県知的障害者施設協会会長 婦木 治 氏

●オープン研修会〈9月2日〉

神戸市福祉センター 参加者 90人

講演「事業報告書から見る施設の現状2」

税理士 由岐 透 会長

●オープン研修会〈3月3日〉

神戸市勤労会館 参加者 140人

講演「障害者自立支援法を検証しよう」

ワークホームつつじ施設長 山崎 玲輔 氏

姫路市障害福祉課 阪井 淳 氏

あゆみの里家族会長 呉 珀華 氏

●中央研修会〈11月12日〉

姫路キスパホール 参加者 251人

映画「ホストタウン」

情報提供「グランドデザイン案について」

姫路市障害福祉課 阪井 淳 氏

●保護者会大会・部会別研修会〈2月8日〉

県民会館 参加者 268人

ブロック研修報告会

通所部・入所部

「人生をシミュレーションしよう」

●理事会

年間5回・企画会議・三役会等

●専門委員会

●外部団体との懇談会等

兵庫障害福祉を考える会 1.19緊急集会

●ブロック合同研修会

「これからの障害福祉と施設保護者会及び親の役割」

講師 婦木 治 氏

阪 神／12月7日 神 戸／12月8日

東・北・淡路／1月19日

西・中／1月26日

ブロック活動

◆阪 神

☆10月27日「障害のある方を支える仕組みづくり」

兵庫県障害福祉課長

山本 嘉彦氏 他

シンポジウム

☆会長会等5回

◆神 戸

☆10月5日「だれもが暮らしやすい街こうべ」

県社会福祉協議会 福島 真司氏

神戸市障害福祉局 藤村 邦彦氏

保護者・利用者代表

☆会長会等4回

◆東・北播磨淡路

☆10月27日「支援するということ」

といクラフト 大西 俊介氏

☆会長会等2回

◆西・中播磨

☆11月5日「今後の障害者福祉施策について」

姫路市障害福祉課 阪井 淳氏

利用者によるアトラクション

☆会長会等2回

◆但馬・丹波

☆11月24日「利用者ご本人に聞こう」

兵庫県知的障害者施設協会

婦木 治氏

三美学苑利用者代表

☆会長会等1回

2004年度(平成16年度)会計報告

1. 収入の部

科目	金額
会費	5,421,000
寄附金他	69,500
前年度繰越金	2,363,840
合計	7,854,340

2. 支出の部

科目	金額
会議費	165,277
旅費	391,080
会場費	0
印刷費	930,300
通信・運搬費	300,000
渉外費	50,000
研修費	1,597,078
事務消耗品費	128,514
負担・分担金	400,000
人件費	1,435,720
雑費	34,925
予備費	115,443
次期繰越金	2,333,303
合計	7,854,340

委員会報告

●組織検討委員会

理事会からの諮問・答申という形で名称変更並びに規約改正の草案作りをしました。

名称変更は、「保護」という考えを変えねばならない時代の要求と、障害のある方の保護者という立場は変わらないという葛藤の中で、これからの家族のあり方、連合会の活動を模索する作業でもありました。

規約改正の理事任期に関しては、18年度人事で会

長以下理事のほぼ全員が任期満了で交代という事態に対して阪神・神戸ブロックから、規約を改正しても今の体制を維持してほしいという要求が出されました。結果、各ブロックでの理事選出がしっかりしていれば、弊害はないとの見解から再選は3期までという規定をなくしました。

両者共に無事、理事会・評議員会で承認を得、H17年度の全国組織設立に向けて体制作りができました。

(一階 正晴)

●広報部会

経費引き締め運営案でたよりのあり方について何度も検討がもたれました。加入施設家族一人一人の方の手に渡る唯一の情報であることから、従来どおりカラー版16ページでの発行を続けることにしました。

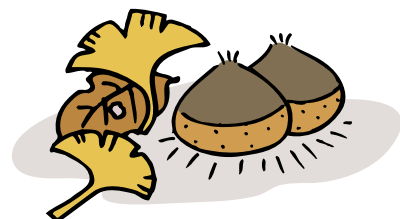
中身は、文字が多く読みづらいという意見からもっと専門的なことを載せてほしいと言う意見まで、千差万別の皆さんの要求に対応すべく努力しています。

しっかり読んでいただき、ご意見・ご感想をくださることが「たより」をよりよいものに、さらには当「かぞくねっと」を育てていく糧となると思います。どうぞよろしくお願いいたします。(島原 太郎)

●研修部会

平成17年度の研修委員会は助言者3名、理事委員7名委員5名の15名で構成されています。兵庫県5ブロックの地域性を生かし本会の基本方針「ひょうご県内にあるすべての知的障害者施設利用者の豊かな生活と権利を護るため関係施設や団体・機関との連携を深め、自らも研修に励み目的の達成を目指して活発な活動を展開する。」を目標に活動していきたいと思えます。昨年に引き続き中央研修会、保護者会大会、ブロック研修会をメインに会長会三役会の開催及び5ブロック同一テーマ同一講師の研修会も企画しブロックの活性化を図ります。

今年度は全国組織も立ち上がり研修委員会の活動もさらに充実し拡大していくことと感じております。研修委員の方々、会員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。(木村 三規子)



2005年度(平成17年度)事業計画

●基本方針

本会は兵庫県内にあるすべての知的障害者施設利用者の豊かな生活と権利を護るため関係機関や団体・機関との連携を深め、自らも研修に励み目的の達成を目指して活発な活動を展開する。

●今年度の重点

- ・知的障害者施設利用者が真により良いサービスを受けられる方策を模索する為に、情報提供と情報交換を十分ににする。
(障害者自立支援法の行方を見守り、適切な判断をしていく)
 - ・知的障害をもつ人一人ひとりにあった生活を模索する。
 - ・本会の存在意義を明確にし、啓蒙活動をする。(全国的な活動をする)
 - ・ブロック活動を活発にし、会員の研修と団結をはかる。
1. 研修(次ページ参照)
中央研修会
ブロック研修会
 2. 情報提供
ひょうごかぞくねっと発行
県知協ニュース購読
手をつなぐ・サポート購読奨励
KAZOKUNET(事務局だより)
 3. 交流
家族会大会
育成会・施設協会等の行事に参加
施設交流会
 4. 権利擁護
権利擁護委員会
 5. 専門部会

組織検討部会

- 家族会連合会の将来展望を検討する。
- ・各家族会との交流をする。
 - ・全国大会を設立し、活動する。
 - ・他府県への働きかけをする。
 - ・未加入団体への呼びかけをする。

広報部会

- 「ひょうごかぞくねっと」の発行をする。
- ・会員の情報交換の場になる編集を心がける
 - ・会員への情報提供をする。

研修部会

- ・中央研修会・ブロック研修会・部会研修等の計画や運営をする。
- ・会長会を企画し情報交換や研修を蜜にする。
- ・同じテーマでブロック研修会を企画する

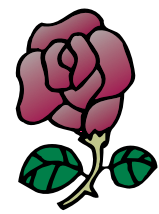
2005年度(平成17年度)会計予算

1. 収入の部

科目	金額
会費	5,365,000
寄附金他	50,000
雑収入	300
前年度繰越金	2,333,303
合計	7,748,603

2. 支出の部

科目	金額
会議費	100,000
旅費	400,000
印刷費	903,000
研修費	1,700,000
事務消耗品費	150,000
渉外費	70,000
通信・運搬費	300,000
負担金	300,000
分担金	235,000
人件費	1,530,000
雑費	150,000
予備費	1,910,603
合計	7,748,603



年 / 間 / 計 / 画

研修計画

◆中央研修会 11月9日(水)
講 演：障害者の暮らしの展望 ～施設の現状と地域で暮らす意義～
講 師：長野県西駒郷地域生活支援センター 山田 優 氏
◆保護者会大会 2月8日(火)
ブロック研修報告会 研 修：未定
◆オープン研修1 8月25日(木)
どうなる自立支援法
◆オープン研修2 3月22日(水)
内容は未定

ブロック研修

◆神戸ブロック 9月21日(水)
場 所：あすてっぴこうべ テーマ「支援費制度の行方と自立支援法に どう対処するか」 シンポジウム
◆阪神ブロック 10月24日(月)
場 所：尼崎市小田地区会館 テーマ「自立支援法の行方について」 講 師：兵庫県障害福祉課 石塚 和弘 氏 シンポジウム
◆東・北播磨、淡路ブロック 11月16日(水)
場 所：善防会館 講 演「障害のある方と上手に付き合うために」 講 師：稲松 由佳 氏 (心理スペースポレポレ主催)
◆西・中播磨ブロック 11月17日(木)
場 所：姫路市自治会館 テーマ「成年後見制度って何？」 講 師：愛心園施設長 福田 和臣 氏 シンポジウム
◆但馬・丹波ブロック 11月27日(日)
場 所：未 定 テーマ：未 定

ブロック研修

◆神戸ブロック 11月1日(火)
場 所：中部在宅障害者福祉センター
◆阪神ブロック
場 所：未 定
◆東・北播磨、淡路ブロック 12月7日(水)
場 所：稲美町福祉センター
◆西・中播磨ブロック H18年1月20日(金)
場 所：未 定
◆但馬・丹波ブロック
場 所：未 定

役員交代のお知らせ

退 任／松井美也子理事・尾野 彰理事
福西 登理事
新 任／宮垣 博幸理事（西・中ブロック）
植木 久彌理事（但・丹ブロック）

新 役 員 紹 介

- ①家族会連合会が目指すもの
- ②保護者（会員）に望むこと
- ③子供さんご兄弟についてのエピソード
- ④趣味・余暇の過ごし方
- ⑤最近凝っていること

宮垣 博幸

- ①家族会の全国ネットができることに期待する。ひょうごかぞくねっとのきずなを深めるために各ブロックの研修会に参加したい。
- ②保護者会（家族会）への参加率の向上。少なくとも7%、まず、家族会に参加することにより利用者や家族会の向上につながると考えます。
- ③妹は非常に几帳面で見習うことが多い。例えば施設の中での生活でも衣類の整理は見事なものです。下着・夏物、冬物等の分別したケースの格納の仕方など。（洗濯も自分でします）
- ④スポーツ全般（海洋スポーツのお世話や指導）ゴルフ・卓球・T B G・巣つボランティア
- ⑤ターゲットバードゴルフ

植木 久彌

- ①施設職員と会員の意思疎通をはかり、会員相互の心のつながりを深める取り組み・行事を心がける。知的障害者にとって、どんな生き方が一番幸せか、支援体制も含めて話し合いを深めたい。
- ③男・女・男（3人兄弟）の真ん中の長女（40歳）が丹南精明園へ入所しています。現在施設より週2回、支援センターの喫茶室へ実習に行っています。とても、楽しそうです。
- ④登山。年1～2回は信州の3000mクラスの山へ登っています。また、月1～2回、県内の山を散策しています。最近登山時の息切れがひどくなったのでタバコをやめました。

兵庫県知的障害者施設家族会連合会 (ひょうごかぞくねっと) に変更します

H17年度の評議員会で名称変更が承認されました。

知的障害者の自立が謳われる昨今、「保護者会」と保護するという意味合いの名称は、私たちの活動ともそぐわなくなってきました。各施設内でも保護者会から家族会へ名称を変更する保護者会が増えてきていました。そこで、当協議会も利用者を一人の人間として人格を尊重し「保護」するのではなく「家族」として支援していけるよう「家族会」とすることにしました。

また、「全国知的障害者施設家族会連合会」として全国組織を立ち上げることができ、これを機に「協議会」から「連合会」へと足並みをそろえるとともに、相談協議する団体から活動する団体へ躍進できるよう願っています。

名称を見るだけで、どういう団体か理解してもらうために不可欠な文言を集めると、どうしても長い名称は避けることができません。そこで親しみやすい愛称を公募いたしましたところ、いくつかのご提案をいただきました。どれも親しみのもてる名称でしたが理事による投票で「ひょうごかぞくねっと」に決定させていただきました。(ご協力ありがとうございました)

なお、私たち連合会は、各施設内の家族会が核となり、それら一つ一つの家族会の連合体です。これからもそれぞれの施設家族会の独立を尊重しつつ、ご意見を集約し活動していきたいと考えています。これまでの協議会の歴史を尊重しながら、名称の変更と共に、一層知的障害福祉の向上のために活動する所存ですので、さらなるご協力ご支援をお願いいたします。



カタカナ言葉をやっつけろ 6

《NPO (non profit organization)》

民間非営利組織。社会活動を非営利でおこなう民間組織。この場合の「非営利」とは利益を全くあげないのではなく、利益を組織内部に分配しないことを意味する。利益目的でなく社会目的による組織です。

阪神大震災で全国のボランティアが活動したのをきっかけに 1998 年、ボランティアの活動を助ける目的で NPO 法が成立した。

《NPO 法人》

NPO 活動を進めていく上で、銀行口座の開設や電話の設置、不動産の登記など不都合があるため、NPO に法人格を付与し、団体として活動しやすくしたものの。そのため、法人格の取得も比較的簡単だ。NPO 法において、法人運営の自主性を尊重し、情報公開などを前提に、所轄庁の関与が極力抑制されている点も大きな特徴になる。この法人格をとることで事業所やグループホームが運営できたり、成年後見の法人後見ができたりする。

長野県 西駒郷

訪問記

全国に数箇所あるというコロニーといわれる巨大施設「西駒郷」は、長野県の脱施設宣言のもと、山田優氏を地域生活移行担当として採用し、施設解体に向けて着々と改革を進めています。

神戸市知的障害者施設連盟の研修旅行に同行し、その改革の歩みとその基本理念を見学してきました。

特に、前任地愛知県知多圏域で、コーディネーターとして地域生活支援を進めてきた功績を評価され、西駒郷に赴任した山田優氏の知的障害福祉に向ける熱い思いと、そのお人柄に触れ、中央研修会の講師にお招きすることに決定しました。



アルプスの山々に囲まれた、駒ヶ根高原の広い敷地ゆったりと生活棟や作業棟が点在しています。平成15年には437人の人が生活していた西駒郷は現在299人、平成19年までに250人の方を地域移行すべく事業を展開しています。

地域生活移行の進め方の基本として「利用者の援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく、長野県が関係機関と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備すると共に、地域への啓発活動等を行いながら進める」「利用者の自己決定を尊重するとともに、多様な移行ルートを用意し、家族の希望にも配慮する」「利用者が地域生活を維持できなくなった場合は、いつでも再入所できる体制」を掲げています。370名の利用者との聞き取り調査の下ひとりひとりの状況に合わせた地域生活プランが作られています。これまでの地域生活移行先がグループホーム86%で家庭は9%、さらにグループホーム設置は事業団が23%で他は他法人やNPOと多様化していることから広範囲でいろいろな選択肢があることが伺えます。

入所施設は通過点。子供が親から離れる時に独身寮などへ入ると同じ感覚で入所施設を利用し、



そこからグループホームなどの地域生活へ移行していきます。そして、ターミナルとして高齢者が介護施設へ居を移すように再び入所施設か介護施設へ移行していくのが自然ではないかと思えます。

全国からの注目を集める様々な取り組みの、根底を貫く利用者本位の思いに感動しながら見学を終えました。

今年度の中央研修会の講師としてお話を聞けることが今から楽しみです。

障害者自立支援法 Q & A II

突然の衆議院解散から総選挙。障害者自立支援法も一度廃案になり、自民党勝利により復活審議されることになりました。前回衆議院では審議修正されているので、今回は波乱もなく法案が成立するのではないかと予測されています。(参議院は通過し、厚生労働省内では「法案が成立した場合」と注釈しながら着々と準備が進んでいます)

利用者負担の負担義務者の範囲は、どう変わったのですか？
《15号 P13》



最初、利用者負担義務者は「生計を一にする者」でしたが、修正案が出ました。

月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定する。

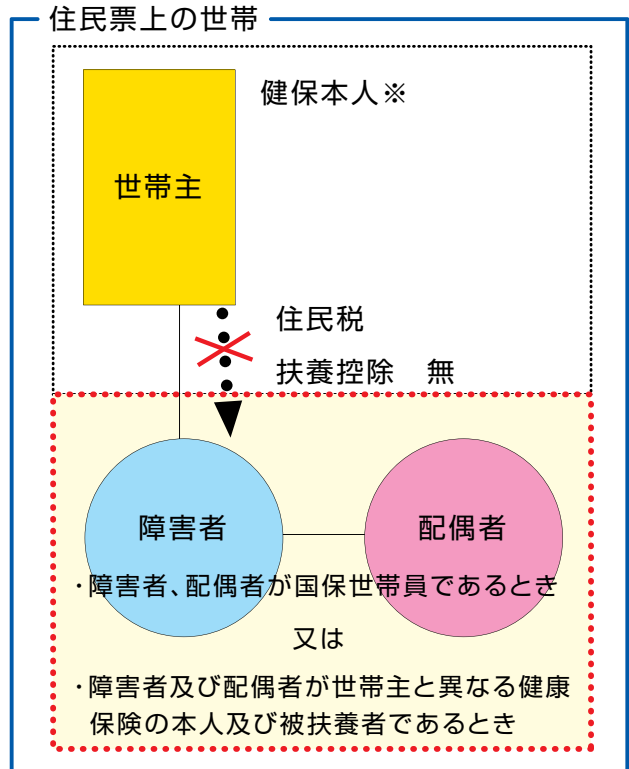
ただし、以下の要件を満たす場合、実態上生計を一にしていないと判断できることから、障害者及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとする。

<要件>

① 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていないこと。

かつ

② 健康保険制度において、同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていないこと。



※ 世帯主が国保で、障害者及びの配偶者が国保の場合も同様の取り扱いとなる。

◎ 前回に比べて選択ができるようになった。支援費制度では、一方で利用者負担金0円でサービスを利用しながら、一方で障害者扶養控除や健康保険・自動車税の免除などを受けるという二重の支援を整理した。したがって各家庭で扶養家族として利用者負担義務を負う代わりに扶養控除等の減免を受けるか、世帯を切り離して利用者負担を本人のみにして、低所得減免の範囲に入れるか、選択しなければならない。

× 根本的な定率負担（応益負担）という考え方は変わらない。

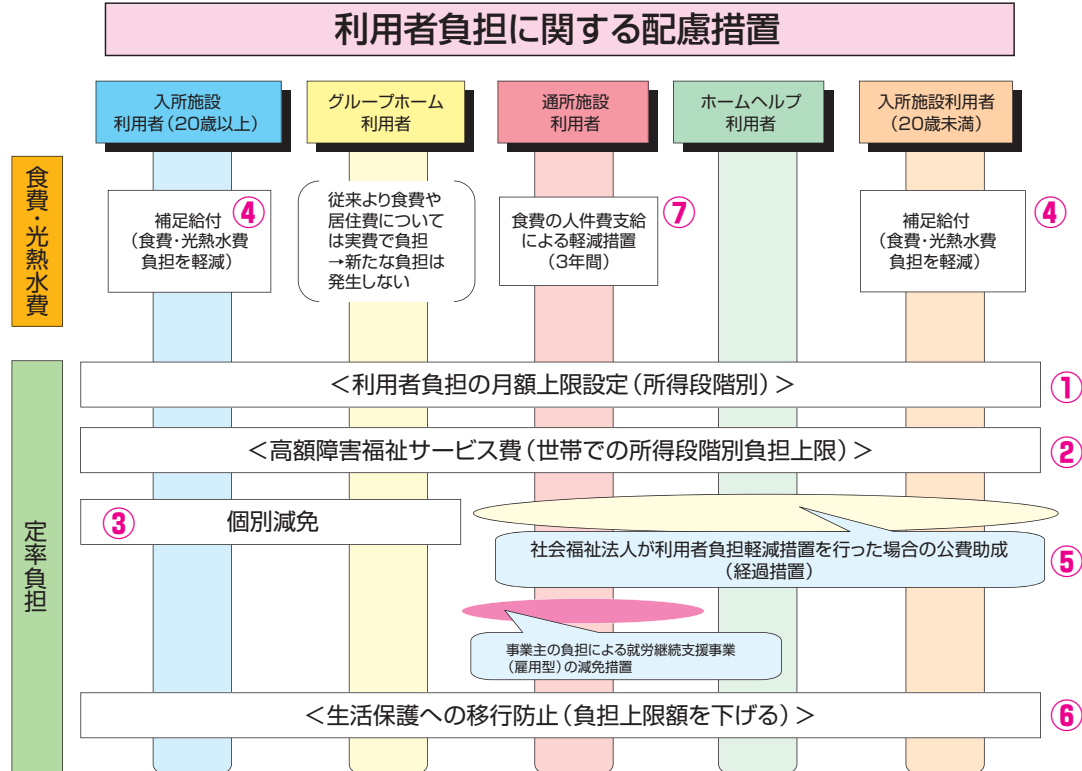
利用者負担額に関してどんな措置がされていますか？
《15号P12》



基本的には

給付に対する定率負担分 + 食費・光熱水費の実費負担 +

医療・日用品費の実費負担 となります。それに対して下記のような配慮措置がされます。



① 利用者負担の月額上限措置

	月額上限		備考
一般	42,000	所得に応じて	
低所得2	24,600	市町民税非課税世帯	
低所得1	15,000	〃	支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者
生活保護	0	生活保護世帯	

② 高額障害福祉サービス費

同一世帯に障害福祉サービスを利用するものが複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

たとえば、世帯における利用者負担額が低所得1なら介護保険の利用者負担や同一世帯の他の障害者の利用者負担分の合計額が多額になっても、低所得1の上限である15,000円になるよう差額が償還給付される。

③ 個別減免（3年間の経過措置。実態調査の上再検討する）

★グループホーム

- 対象収入（年金・就労収入）66,667円+3,000円（基礎控除）⇒全額控除 0円
- 対象収入（年金・就労収入）66,667円以上は3,000円の控除の上、超過収入の15%を負担
- 109,667円を超える収入の場合は超えた額の50%の負担
- 仕送りその他の収入の場合は別計算となる

★入所施設（20歳以上）

手元にその他生活費として25,000円が残るように定率負担分を軽減していく（合算が25,000円になるように食費・光熱水費は補足給付する）

④ 補足給付

★入所施設（20歳以上）

手元にその他の生活費として25,000円が残るように食費・光熱水費を補足給付する。（合算が25,000円になるように定率負担分は個別減免する）

★入所施設（20歳未満）

「その他生活費」の額を25,000円とする。保護者の収入を把握することが難しいので、個別減免をせず、補足給付に上乘せする。

⑤ 社会福祉法人利用者負担軽減措置

低所得者のうち特に支援が必要となるような層を対象に一つの事業者でかかる利用者負担上限額の半額を越える部分について、社会福祉法人が減免を行った場合に、公費による助成を行う。

〈減免対象サービスのうち、減額される部分〉

低所得 1……一つの事業者においてかかる利用者負担額が7,500円を越える部分

低所得 2……一つの事業者においてかかる利用者負担額が12,300円（①のみ7,500円で検討中）を越える部分

①通所施設、テラサービスにかかる定率負担

②入所施設（20歳未満の入所者）の定率負担

③長期間サービスを利用する必要がある重度障害者のホームヘルプサービス等の定率負担

〈減免対象となる低所得者〉

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額	150万円以下	200万円以下	250万円以下
預貯金基準額	350万円以下	450万円以下	550万円以下

⑥ 生活保護への移行防止

〈負担の軽減措置〉20歳以上

①定率負担の軽減措置（施設、居宅共通）

障害福祉サービスの定率負担をしなければ生活保護の適応対象でなくなる場合には生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限の区分を下げる。

40,200円⇒24,600円⇒15,000円⇒0円

②補足給付の特例

入所施設について①の措置を講じた上で入所施設の食費等の実費負担額を負担すると生活保護対象となる者については、生活保護の対象とならない範囲まで補足給付増額して給付。ただし補足給付は最大3.6万円とする。

〈負担の軽減措置〉20歳未満

①定率負担の軽減措置（施設、居宅共通）

障害福祉サービスの定率負担をしなければ生活保護の適応対象でなくなる場合には生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限の区分を下げる。

40,200円⇒24,600円⇒15,000円⇒0円

②補足給付の特例

一般世帯については①の措置を講じた上で、食費等の実費負担をすると生活保護の対象となるものについては、低所得者世帯とみなして補足給付を支給。

⑦ 実費負担の軽減措置（通所施設等食費軽減措置）

通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか食費が自己負担となっている。このため、施行後の概ね3年間、通所施設利用の低所得者（生活保護、低所得1、低所得2）について、食費のうち人件費相当分（約420円）を支給し食材費のみの負担とする減額措置を講ずる。

その他障害福祉サービスの定率負担をしなければ生活保護の適応対象でなくなる場合には生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限の区分を下げる。

40,200円⇒24,600円⇒15,000円⇒0円

⑧ 就労継続支援（雇用型）における利用者負担の減免

事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することができる仕組みとする。

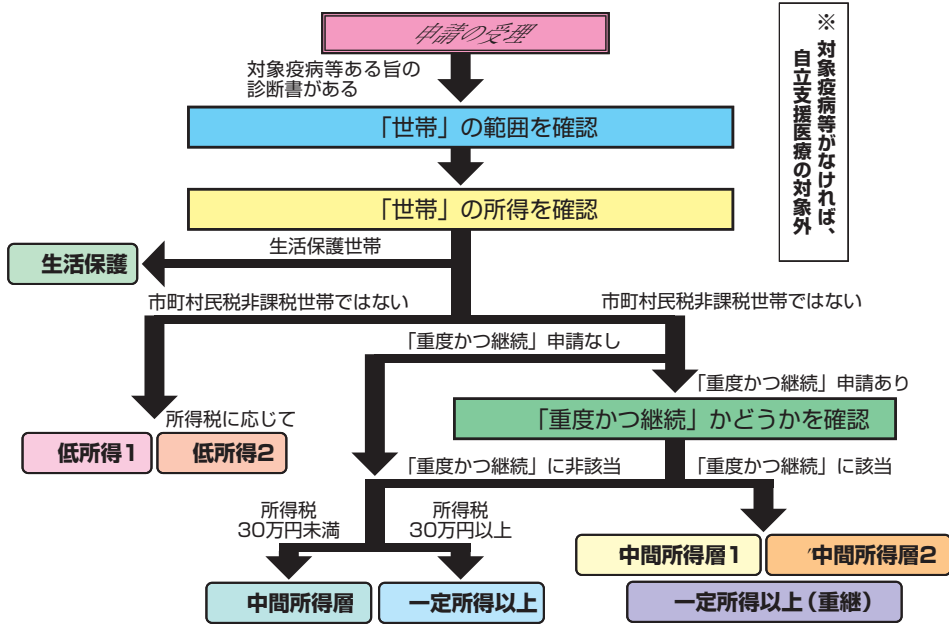
自立支援医療その後はどうなったか？



自立支援医療の施行期日は 17 年 10 月から 18 年 4 月に変更
対象は育成医療と更生医療であてはまらない障害者は 3 割負担が原則。福
祉医療は兵庫県の単独事業で 17 年 7 月に変更になったが、今後は未定。

自立支援医療に係る自己負担上限額を定める際の所得区分の認定について

支給認定については、提出された書類に基づき、次の流れで認定する。



※対象疫病等がなければ、自立支援医療の対象外

「ひょうごかぞくねっと」はどう考えているのか？



ひょうごかぞくねっとでは、下記の項目に対して要求活動を続けていきます。法案が成立したら終わりではなく、これから介護保険統合を視野に入れた3年毎の見直しも考えながら、根気強く運動を続けていきたいと考えています。引き続きご協力をお願いいたします。

- ☆応益負担（定率負担）の考え方は障害者にはそぐわない。応能負担に戻すべき。
- ☆移動介護は地域支援事業（デーサービスなど他の事業と一括して補助金が出て、その使い方は市町村の裁量に委ねられます）に組み込まれると地域差が出るのが予測されますし、今までガイドヘルパーを利用していた方も利用できなくなることもあるかもしれません。自立支援法の理念でもあるサービスの公平性が保てません。豊かな地域生活を送るに個別給付を続けるべきです。
- ☆今後、障害種別を越えた施設利用が可能になることや、利用者の地域移行・就労支援などを考えると、支援員には高い専門性が必要となる。支援員育成の体制と待遇改善策を作る。

10月6日の障害保健福祉関係主管課長会議の資料を参考にしましたが、以降政省令という形で細部が少しずつ明らかになってくると思います。18年4月施行となります12月から支給決定にむけての申請が始まる予定です。（国会を通過すれば）

利用者負担の減免や補正を受けるためには、手続きが必要です。障害のある方ひとり一人の状況によって減免が受けられたり、受けられなかったり違いが出てきます。正確な情報を得ること、選択することが大切になってきます。

紙面の都合で利用者負担関係のみ、しかもポイントだけしかお知らせできませんでしたが相談支援事業などまだまだあります。（ひょうごかぞくねっとでも、しかるべき時期には勉強会を持たねばと考えています。）

第1号

全施連通信

全国知的障害者施設家族会連合会

H17.9.12

全国知的障害者施設家族会連合会設立

平成17年9月2日から3日、京都新都ホテルにて全国15都道府県より40名の家族会連合会の代表が集まり、記念すべき第1回の全国知的障害者施設家族会連合会設立総会を開催しました。

全国組織を待ち望んでいた県、こつこつと他府県に呼びかけ続けた県、この日のために連合会を立ち上げた県、それぞれの熱い想いがはじけ、熱気あふれる会となりました。

特に、障害者自立支援法に対してさまざまな意見が出され、福祉行政への不安が噴出しました。それらを含めて、施設利用者のしあわせを模索すべく活動していきたいと思えます。



会長 太田 満喜雄氏



来賓 日本福祉協会副会長 西村 孝志 氏

連合会設立おめでとうございます。以前熊本県より、こういう会を作ればよいという話を聞き、ぜひ早く設立してほしいと望んでおりました。

日本施設協会と全国家族会連合会とがよりよい関係の中で、未永く協力関係を取りながらお互いの活動を進めていけたらよいと思えます。

自立支援法に関して、福祉協会は反対容認という立場でいろいろ奔走しましたが、財政難の中で理念のない法律が成立しようとしています。

特に補助金の関係で地域格差が大きく出てくるのが予測されます。

私たちは、全国同じような施設整備・サービス利用ができるような仕組みを望みます。各県の施設協会と家族会連合会も歩調を合わせ、《障害者への思いはひとつ》でまとまっていきたいと思えます。そして、お金がないならないなりに、しっかりとした支援法ができるよう努力し続けたいと思えます。

来賓 全国知的障害者施設利用者互助会会長 福田 和臣 氏

互助会の席でこの全国組織設立の話が進んだことをうれしく思えます。緊張関係が必要な時代になり、施設も保護者家族も、それぞれの切り札を持ちながら、よりよい温かい緊張関係を持つことが大切です。

施設は人です。施設職員の質を高めるにはどうすればいいか？ 家族会も一緒に考えてほしい。特に自立支援法が成立すると、ますます、職員は育ちにくい環境になります。保護者・家族と一緒に、職員を育てていく。「よいものはよい」「だめなものはだめ」と伝えていくことが大切です。

この連合会が、全国の動きの中で《利用者のよりよい人生をどうするのか》という話を本当にできる組織体であってほしいと思えます。

施設側としては、協力的なところばかりとは限りません。しかし、きちんと語り合いながら協力関係を構築し、力強い歩みをされることを期待します。



《17年度の活動指針》

1. 組織の拡大と拡充

- ☆参加県は近隣の県に組織加入を呼びかける。
- ☆参加県は県内の手をつなぐ育成会の施設部会に協力と組織加入を呼びかける。
- ☆参加県は県内の未加入施設家族会に協力と組織加入を呼びかける。

2. 障害者自立支援法への対応

- ☆支援法を分析し理論だてて、法の成立に反対していく。
- ☆関係機関に理解と協力を呼びかける
- ☆関係機関と協力しながら署名運動などの活動を展開する。

《話し合いから》

☆名称について

全国知的障害者施設家族会連合会に決定。時代と共に名称も変わるものだから、不便が生じたら変更すればよい。また、各県組織も名称を変更して、そ

えたりする必要はない。各県の実情に合わせていけばよい。名前で会の内容が分かると意味から長い名称になったので、略称を「全施連」とする。

☆福祉協会との関係について

施設と家族は利用者支援の車の両輪と考え、協力関係を構築していく。当面は福祉協会の力を借りながら、組織を充実していく。

☆全国手をつなぐ育成会との関係について

同じ知的障害のある方を家族に持つ者としての立場として、敵対することなく協力共存していけるよう呼びかけていく。会員がダブってもよいと思う。

☆その他

入所施設解体が脚光を浴びているが、入所している人たちの代弁者になってほしい。各県の状況などを情報交換し、知的障害者福祉を向上させる力になりたい。

全国知的障害者施設家族会連合会支部一覧表

No.	役職	県名	支部長名	属団体名	TEL/FAX
1	会長 (事務局)	三重	太田 満喜雄	三重県知的障害者施設連合保護者会 〒514-0038 三重県津市西古河町 19-13	059-228-5848
		mie-hureai@kfz.biglobe.ne.jp			//
2	副会長	熊本	辻 至行	熊本県知的障害者施設保護者会連合会 〒862-0909 熊本県熊本市湖東 2-7-9 (吉見方)	096-360-0630
		y-tuji@mte.p-navi.ne.jp			//
3	副会長	兵庫	由岐 透	兵庫県知的障害者施設家族会連合会 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-18	078-261-3410
		h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp			//
4	幹事	神奈川	岩本 邦雄	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 〒235-0021 神奈川県横浜市磯子区岡村 3-15-14	045-751-1010
		cbk00240@pop02.odn.ne.jp			//
5	幹事	群馬	都丸 省三	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会 〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町 13-12	027-255-6595
		gun.akagigojo@dan.wind.ne.jp			//
6	幹事	愛知	萩原 稔	養和荘 〒487-0031 愛知県春日井市廻間町 703-1	0568-88-0322 0568-88-0378
7	幹事	宮城	丹野 政弘	宮城県知的障害施設親の会連合会 〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6-2	022-293-4005 022-293-4010
8	幹事	宮崎	重石 隆義	白浜学園保護者会 〒883-0021 宮崎県日向市大字財光寺 1565-2	0982-52-1580
		sirahama@triton.ocn.ne.jp			0982-52-1599
9	監査	島根	山根 基	島根県知的障害者施設保護者会連合会 〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3	0852-32-5972
		joudai-t@fukushi-shimane.or.jp			0852-32-5941
10	幹事	高知	友永 義信	高知県知的障害者施設家族会協議会 〒781-0321 高知県吾川郡春野町秋山 2801-15	088-894-2828
		nan@basil.ocn.ne.jp			088-894-5555
11	監査	長野	町井 秀治	長野県知的障害福祉協会保護者会 〒380-0928 長野県長野市若里 7-1-7	026-225-0704
		chifuku@deluxe.ocn.ne.jp			026-225-0714
顧問		福田 和臣		全国知的障害施設利用者互助会会長	078-261-3349

全国大会に参加し、加入検討中の県 愛媛県・香川県・東京都・埼玉県

全国知的障害者施設家族会連合会設立 — 設立総会開催 —

木村 三規子 副会長

平成17年9月2日～3日 京都新都ホテルにて、全国15都県40名の家族会連合会の代表が集まり、記念すべき第1回総会で全国組織が立ち上がりました。開催と同時に活発な発言が飛び交い熱い想いが堰を切ったようでした。

参加者は家族会だけでなく、県福祉協会理事長・施設長・法人事務局など障害者への思いはひとつという方々で、大きな福祉の転換期に結束し施設利用者の福祉向上を図りも豊かな生活と権利を護るために活動することを確認しました。限られた時間の中で17年度の活動の2本柱が決定しました。

- (1) 組織の拡大と拡充
- (2) 障害者自立支援法への対応

これを機に組織を広げ情報を提供し合い当連合会が知的障害者の方の代弁者として行政や全国の方々から市民権が得られるのを目標に活動することを誓いました。

詳しい活動はかぞくねっとや事務局便りで随時ご報告させていただきます。

常々由岐会長が念願されていた「兵庫県だけの活動ではなく全国組織を立ち上げて大きな組織として活動していくことが知的障害のある方の権利と幸せが護れることの第1歩だ」と言い続けておられたことが実現し夢や思いは、いい続けることで実現するのだと実感しました。来年の大会は熊本県です。



わたしたちの がんばり



1

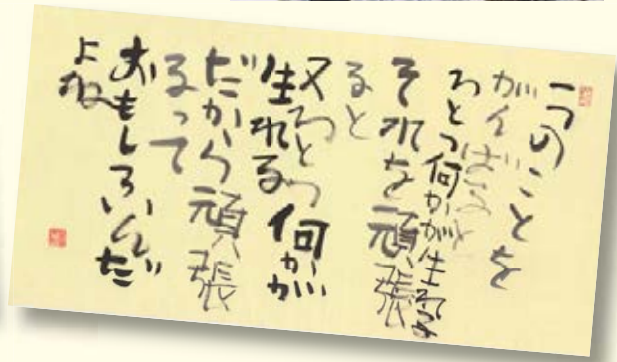


尼崎武庫川園第1 松の園

芝 貴弘 氏

言葉も十分に話せない方ですが、思いが文字にあふれてくるようです。幼い頃より習字を習い、今ではその絵と共に個展もするほどの実力の持ち主です。

普段は通所授産で毎日紙工作業をしています。穏やかで可愛い表情で、誰からも愛されています。



尼崎武庫川園第2 松の園

樋口 誠 氏

平成14年、入所説明会で初めてお会いした時、少し不安そうな面持ちで一日のスケジュールを説明する私の話を一心に聞いておられた姿を思い出します。それから3年半、国体やアテネパラリンピックに卓球で出場され、一躍日本・世界に向かって羽ばたく時の人となりました。彼の素晴らしいところは、秀でた能力を時と場所に合わせてきちんと使い分けておられることです。園庭で女性利用者の方も一緒にドッジボールで対戦したとき、決して強く当たるようなボールを投げるようなことはありません。むしろ捕りやすくボールを投げてラリーになるよう配慮もされています。また、仲間を大切に思う気持ちも人一倍で、特に女性利用者の方が他でトラブルになっていたら何が何でも身内びいきで助けてくれます。こんな素敵な彼が第2松の園の仲間であることをみんなうれしく感じています。

(尼崎武庫川園第2 松の園施設長 葛西 裕子)

★今回より施設利用されている方の活躍や施設のクラブ活動などを紹介していきます。ご自慢の活動をご紹介ください。

リレー随筆

妹



（宮垣 美千代〈昭和23年7月21日生〉
障害名：聴啞 言語機能の著しい障害 身体障害者4級）

社会福祉法人 みどり福祉会
若狭野荘 家族会会長 **宮垣 博幸**

夏の暑い盛りのある日のことでした。私は当時、小学6年生でした。夏休みが始まり、どうして遊んでやろうと、考えていました。私には、昭和9年生まれの姉、私11年生まれ、その下に、小学1年生の妹に、更に8歳下、4歳の妹、しかし遊びに行くには、どちらかの妹をつれて行かないと母のゆるしはなかった。そんなおりに4女、美千代が、昭和23年7月21日に産声を上げた。当時は、戦後の統制下の下でものもなく、特に、食料はまともなものは口に入ることはなかった。いものつるに、豆粕、ふすまに、もみじと、油かすや、澱粉を取り除いたかすを食べていたのが事実です。そんな中、外国から入った、椰子のみの澱粉の粉のおいしかった事を覚えている。このような栄養不足の時期に生まれた妹に変化が出てきたのは、よそ様のお子さんが、はいはいもし、つたい歩きをはじめているのに、一向に育っていないどころか、未熟児状態です。母は、この子のために、病人以外は口にできない卵を、妹だけ別に白い御飯を炊き、いわゆる卵かけご飯を3食、食べさせていたのが思い出させる。この状態が2年あまり続いたが、妹は歩こうとしない。はいはいで、家の中をうろうろしていたのを思い出す。6歳の頃までは、この卵かけごはん以外口にしない偏食生活が、未熟児に追い討ちをかけたことと思います。この頃から、両親は、世の中の食糧事情もよくなり、いろんな医療機関にも毎日のようにつれて行き、宗教にも凝りだし、家庭としては大変な時期でした。もちろん義務教育も受けていないので、知識といったものが全くありませんし、耳が聞こえるのに、言葉が話せません。それでも、知恵があるように見えたので、

母は、自転車に乗ることに、お針仕事に、更に、ミシンかけを教え、中でもレース編みは得意の一つでした。その頃に、授産施設に通い始めて、いろんなことを覚えたようですが、他人とのコミュニケーションがうまく行かず家事に専念するようになりました。妹40歳の頃、母、76歳、父、78歳、この頃より、母が、妹の面倒の疲れが、ボケが始まりました。父が、二人の面倒を見切れないため、相生市内の精神科で痴呆、ボケ患者を専門にした病院に、3人一緒に入院する事になりました。それが平成2年の夏の終わりだったと思います。母のボケがどんどん進む一方、妹のことを四六時中案じていました。幸い、当法人内に、知的障害者入所施設の建設が始まり、市の福祉課を通じて、入所の手続きを取り、平成4年の5月より入所生活が始まりました。母は、妹がいなくなったので、毎日のように探し、私が6階の窓からあの施設で元気に過ごしていると言っても、毎日探す日が続きました。その頃より父のボケもひどくなり、父母は、夫婦の確認はもちろんのこと、兄弟、子供の判別もできなくなり、寂しい、情けない毎日が続きましたが、その年の、平成4年の8月に父が他界し、翌年の6月に母が他界しました。両親は、ボケと言う力を借りながら静かに妹と別れて逝ったと思っています。私は、この妹のために何ができるか、何がしてあげられるかが、両親に対しての最大の供養と思い、更に、利用者、施設がより良くなるために力を注ぎたいと思っています。

妹には、いまだに、父母の亡くなったことを知らせていません。

平成 17 年度年間行事予定

月 日 曜	行 事	内 容
4月18日(月)	会計監査	
5月11日(水)	企画会議	17年度事業の基本方針の企画
5月21日(土)	共催事業	ひょうごゆうあいスポーツ大会
5月18日(水)	第1回理事会	神戸市勤労会館
6月17日(金)	評議員会	神戸市勤労会館
7月20日(水)	第2回理事会	県福祉センター
8月25日(木)	オープン研修	どうなる？自立支援法
9月2日(金)～3日(土)	全国大会	全国組織の立ち上げ
9月16日(金)	共催事業	福祉の集い
10月19日(水)	第3回理事会	理事勉強会
11月9日(水)	中央研修会	県民会館
12月3日(土)	共催事業	福祉大会近畿大会
1月13日(金)	共催事業	賀詞交換会
1月18日(水)	第4回理事会	理事情報交換会
2月7日(火)	保護者会大会	県民会館
3月22日(水)	第5回理事会	
	オープン研修	内容は未定

おたより コー ナー

★今年、同一事業団合同の「評価委員会」という会が立ち上がりました。各施設において課題・要望事項を抽出し問題解決に向け取り組んでいます。内容、項目として①職員の利用者への対応や支援方法②食事サービスの内容③施設の住環境（ハード面）④保護者、家族に対する職員の対応⑤その他保護者と施設が協議し必要とする内容等について施設職員と保護者から各5名の計10名が評価委員となり一つひとつ問題を解決していきます。1月にはこれらを取りまとめ経過の発表会を行い各施設に水平展開し利用者のサービス向上を図ります。(T.K)

★あなたのお母さんでよかった
あなたと歩いた二十数年は
迷子になりそうな日々だったけど
あなたのお母さんになったから
出会えた人がいるのです。
あなたのお母さんになったから
見えたものがあるのです。
だから
あなたに会えてよかった
あなたのお母さんでよかった



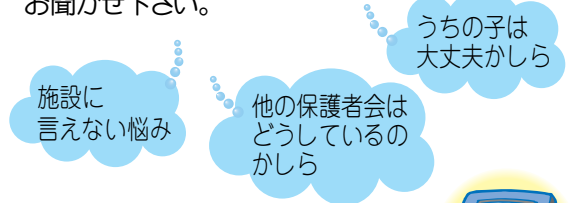
詩・画集《あなたのおかあさんでよかった》
幸の実園・編より

編集後記

☆いつまでも続く暑さに人が惑わされている間に、彼岸花は時を外さず花をつけ、稲はいつの間にか頭を下げています。
☆支援費制度から自立支援法へとコロコロと法が変わる間に、置き去られていく子供たちの暮らしと未来、私たち親家族の安心。普通の暮らしを支援してほしいと言っているだけなのに。
☆人の顔がひとりひとり違うように、私たちの子ども（きょうだい）もいろんな個性を持っています。そんな個性のきらりと光る瞬間を「私たちのがんばり」コーナーでご紹介したいと思います。新コーナーです。皆さんの周りの方をご紹介ください。
☆すっかり国会に振り回されて、発行が遅くなってしまいましたことお詫びいたします。初めてです、こんなに国会の成り行きに力が入ったことは。(K.H)

おたよりコーナー

- お手紙・絵・写真(施設の行事なども)お送りください。
- 困っていること・ご意見・ご質問などお聞かせ下さい。



FAX (078)261-3410
メールアドレス：
h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp



広報委員 島原 太郎 日高 京子 吉岡 京子
植木 久彌 蔵屋 健夫 笹川かほる
助言者 高野 國昭
事務局 南波 孝子